

● 被扶養者認定に必要な添付書類

扶養対象者が、「同居していないてもよい人」(表1)・「同居が条件の人」(表2) によって表が分かれていますので、該当する表について確認願います。

①扶養対象者欄に該当される方について、②生計維持の状況欄を確認し、該当する状況の③必要書類を添付願います。

(状況により、添付していただく書類は複数になる場合があります。)

<留意事項>

※下記の提出書類だけでは認定できない場合、別途追加書類の提出をお願いすることがあります。

※関係書類を提出すれば無条件に被扶養者として認定されるものではありません。

<原則として次のような方は認定できません>

- ・ 年間収入額が130万円以上ある方(60歳以上の方、又は障害厚生年金受給者は180万円以上)
- ・ 被保険者の年間収入の1/2以上の収入がある方(年金(遺族・障害・老齢等)も収入になります)
- ・ 失業給付金を受給中の方
- ・ 自営、個人事業収入のある方
- ・ 子の申請時、収入額が被保険者より配偶者の方が多く (夫婦双方の年収が同程度の場合は主として生計を維持する方に帰属)
- ・ 父母の申請時、父母とも健在の場合は、父又は母のみの扶養はできません
- ・ 外国人の方は日本に生活基盤(住民票が取得できること)がないと扶養できません(一時的な滞在は認められません)

【同居していないてもよい人】

(表1)

②生計維持の状況	①扶養対象者	同居していないてもよい人								③必要書類	書類取扱先		
		配偶者	子			孫・弟妹・兄姉			父母			祖父母・曾祖父母	
			16歳以上の学生	16歳未満(出生含む)	その他	16歳以上の学生	16歳未満(出生含む)	その他					
必須	被扶養者異動届	●	●	●	●	●	●	●	●	●	「被扶養者異動届」 (学生の場合、職業欄に学校名・学年を記入下さい)	健保総務	
	被扶養者(配偶者・子)認定申請書	●			●						「被扶養者(配偶者・子)認定申請書」	健保総務	
	被扶養者(配偶者・子以外)認定申請書							●	●	●	「被扶養者(配偶者・子以外)認定申請書」	健保総務	
	続柄／同居／別居を証明できるもの	△	△	△	●	●	●	●	●	●	世帯全員の「住民票」(続柄記載)の(原本) ※△の方は状況により提出していただくことがあります。	市区町村	
生計維持関係を証明できるもの	学生の方	●	●				●				「学生証」の(写)、又は「在学証明書」	学校	
	16歳以上で直近1年以上無収入の方	●			●			●	●	●	「課税(所得)・非課税証明書」の(原本)	市区町村	
	直近1年以内に退職した方	雇用(失業)保険に未加入	●			●			●	●	●	「退職証明書」、又は退職時の「源泉徴収票」の(写)	勤務先
		雇用(失業)保険の受給待機中、又は申請中の方	●			●			●	●	●	退職時の「源泉徴収票」、又は「離職票」の(写)、 「雇用保険受給資格証」(両面)の(写) ※受給決定後速やかに提出願います。(後日提出可)	勤務先 ハローワーク
		雇用(失業)保険の受給終了	●			●			●	●	●	退職時の「源泉徴収票」、又は「離職票」の(写)、 支給終了印のある「雇用保険受給資格証」(両面)の(写)	ハローワーク
		雇用(失業)保険の受給期間延長	●			●			●	●	●	退職時の「源泉徴収票」、又は「離職票」の(写)、 「雇用保険受給資格証」(両面)の(写)、及び「受給期間延長通知書」の(写) ※延長決定後速やかに提出願います。(後日提出可)	勤務先 ハローワーク
		雇用(失業)保険の手続きを行わない方、又は資格のない方	●			●			●	●	●	退職時の「源泉徴収票」の(写)、 「離職票1・2」、又は「雇用保険資格喪失確認通知書」の(原本)	勤務先
	パート・アルバイト等で就労中の方	●			●			●	●	●	年間収入が確認できる書類 (直近3ヶ月分の「給与明細書」の(写)、又は期間・賃金が明記されている「雇用契約書」の(写)、金額の推測できるもの)	勤務先	
	年金・恩給受給中の方	受給中	●			●			●	●	●	年金額が確認できる書類 (氏名確認ができる直近の「年金振込通知書」の(写)、又は「年金改定通知書」の(写)など)	年金事務所
		申請中、これから受給する方	●			●			●	●	●	年金額が確認できる書類 (「年金見込額照会回答票」の(写)など)	年金事務所
別居の方				●			●	●	●	仕送り元及び相手・金額・継続性が確認できる書類 (直近3ヶ月分以上の「振込受領書」の(写)、又は「現金書留による送金(控)」の(写)、振込先等明細のある通帳の(写)など) ※手渡しは認定不可	金融機関		

【同居が条件の人】

(表2)

②生計維持の状況	①扶養対象者	同居が条件の人							③必要書類	書類取扱先		
		甥姪			義父母	義祖父母・義曾祖父母	伯父伯母・叔父叔母					
		16歳以上の学生	16歳未満(出生含む)	その他								
必須	被扶養者異動届		●	●	●	●	●	●		「被扶養者異動届」 (学生の場合、職業欄に学校名・学年を記入下さい)	健保総務	
	被扶養者(配偶者・子)認定申請書									「被扶養者(配偶者・子)認定申請書」	健保総務	
	被扶養者(配偶者・子以外)認定申請書				●	●	●	●		「被扶養者(配偶者・子以外)認定申請書」	健保総務	
続柄／同居／別居を証明できるもの			●	●	●	●	●	●		世帯全員の「住民票」(続柄記載)の(原本)	市区町村	
生計維持関係を証明できるもの	学生の方		●							「学生証」の(写)、又は「在学証明書」	学校	
	16歳以上で直近1年以上無収入の方				●	●	●	●		「課税(所得)・非課税証明書」の(原本)	市区町村	
	直近1年以内に退職した方	雇用(失業)保険に未加入				●	●	●	●		「退職証明書」、又は退職時の「源泉徴収票」の(写)	勤務先
		雇用(失業)保険の受給待機中、又は申請中の方				●	●	●	●		退職時の「源泉徴収票」、又は「離職票」の(写)、 「雇用保険受給資格証」(両面)の(写) ※受給決定後速やかに提出願います。(後日提出可)	勤務先 ハローワーク
		雇用(失業)保険の受給終了				●	●	●	●		退職時の「源泉徴収票」、又は「離職票」の(写)、 支給終了印のある「雇用保険受給資格証」(両面)の(写)	ハローワーク
		雇用(失業)保険の受給期間延長				●	●	●	●		退職時の「源泉徴収票」、又は「離職票」の(写)、 「雇用保険受給資格証」(両面)の(写)、及び「受給期間延長通知書」の(写) ※延長決定後速やかに提出願います。(後日提出可)	勤務先 ハローワーク
		雇用(失業)保険の手続きを行わない方、又は資格のない方				●	●	●	●		退職時の「源泉徴収票」の(写)、 「離職票1・2」、又は「雇用保険資格喪失確認通知書」の(原本)	勤務先
	パート・アルバイト等で就労中の方				●	●	●	●		年間収入が確認できる書類 (直近3ヶ月分の「給与明細書」の(写)、又は期間・賃金が明記されている「雇用契約書」の(写)、金額の推測できるもの)	勤務先	
	年金・恩給受給中の方	受給中				●	●	●	●		年金額が確認できる書類 (氏名確認ができる直近の「年金振込通知書」の(写)、又は「年金改定通知書」の(写)など)	年金事務所
		申請中、これから受給する方				●	●	●	●		年金額が確認できる書類 (「年金見込照会回答票」の(写)など)	年金事務所
別居の方	(別居の方は扶養できません)									仕送り元及び相手・金額・継続性が確認できる書類 (直近3ヶ月分以上の「振込受領書」の(写)、又は「現金書留による送金(控)」の(写)、振込先等明細のある通帳の(写)など) ※手渡しは認定不可	金融機関	

※扶養対象者が下記(表3)の状況にある場合、追加書類の提出をお願いします。(理由確認の上、後日提出可能)

(表3)

病気などで働けない方	医師の「診断書」など	医療機関
身体に障害のある方	「身体障害者手帳」の(写)など	市区町村
外国人の方	被保険者との続柄が確認でき、日本で生活していることがわかる書類(「在留カード」の(写)、「住民票」の(原本)など)	入国管理局 市区町村
被保険者と姓が異なる方	他の提出書類が旧姓表記の場合は、改姓後の「住民票」の(原本)など	市区町村
公務員で「離職票1・2」がない方	退職を証明するもの(「退職証明書」、「辞令」の(写)など)	勤務先
自営業等を廃業された方	「廃業届」の(写)など ※自営、個人事業収入のある方は扶養できません。	市区町村